

見 積 経 緯 書

件名 平成29年度岩手県議会の本会議 執行年月日 平成29年3月23日
 及び特別委員会の速記反訳 場所 事務室

予算額 6,166,000円

予定価格 1 速記反訳料金

| | | | | |
|----------------------------------|------------|----------|----|----------|
| (1) 速記1時間当たり | 税込 | 7,318 円 | 税抜 | 6,776 円 |
| (2) 反訳1時間当たり | 税込 | 29,274 円 | 税抜 | 27,106 円 |
| (3) 速記反訳1時間当たり | 税込 | 36,592 円 | 税抜 | 33,882 円 |
| (4) 速記1時間未満の端数が生じたとき、端数時間10分ごと | 税込 | 1,219 円 | 税抜 | 1,129 円 |
| (5) 反訳1時間未満の端数が生じたとき、端数時間10分ごと | 税込 | 4,879 円 | 税抜 | 4,518 円 |
| (6) 速記反訳1時間未満の端数が生じたとき、端数時間10分ごと | 税込 | 6,098 円 | 税抜 | 5,647 円 |
| 2 待ち時間料金 | | | | |
| (1) 1時間まで | 税込 | 961 円 | 税抜 | 890 円 |
| (2) 1時間以後30分ごとの料金 | 税込 | 480 円 | 税抜 | 445 円 |
| (3) 17時15分以降1時間まで | 税込 | 1,200 円 | 税抜 | 1,112 円 |
| (4) 17時15分以降1時間以後30分ごと | 税込 | 600 円 | 税抜 | 556 円 |
| (6) 1日の待ち時間合計が30分未満のとき | 切り捨てるものとする | | | |

| 委任状 | 業者名 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 結 果 | 保証金 |
|----------------------|-----|----------------|---------|---------|----------------|-----|
| いわた速記士会 代表 梶谷 久美子 | | 1 (1) 6,720 円 | 1 (1) 円 | 1 (1) 円 | 1 (1) 7,257 円 | |
| | | 1 (2) 26,880 円 | 1 (2) 円 | 1 (2) 円 | 1 (2) 29,030 円 | |
| | | 1 (3) 33,600 円 | 1 (3) 円 | 1 (3) 円 | 1 (3) 36,288 円 | |
| | | 1 (4) 1,120 円 | 1 (4) 円 | 1 (4) 円 | 1 (4) 1,209 円 | |
| | | 1 (5) 4,480 円 | 1 (5) 円 | 1 (5) 円 | 1 (5) 4,838 円 | |
| | | 1 (6) 5,600 円 | 1 (6) 円 | 1 (6) 円 | 1 (6) 6,048 円 | |
| | | 2 (1) 831 円 | 2 (1) 円 | 2 (1) 円 | 2 (1) 897 円 | |
| | | 2 (2) 415 円 | 2 (2) 円 | 2 (2) 円 | 2 (2) 448 円 | |
| | | 2 (3) 1,039 円 | 2 (3) 円 | 2 (3) 円 | 2 (3) 1,122 円 | |
| | | 2 (4) 519 円 | 2 (4) 円 | 2 (4) 円 | 2 (4) 560 円 | |
| | | 2 (5) 切捨て | 2 (5) | 2 (5) | 2 (5) 切捨て | |

- 1 決定業者については、決定の表示をすること。
 2 不調のときは、不調の表示をすること。

執行職員 主任 伊藤 智和

確認職員 主事 神田 匠

伊藤

神田

【様式第2号（見積調書に添付する様式）】

見積調書別紙

| 公表項目 | 内 容 |
|----------------------|--|
| 1 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | いわて速記士会 代表 柗谷 久美子 岩手県盛岡市大館町 6-32 |
| 2 契約締結年月日 | 平成 29 年 4 月 3 日 |
| 3 委託期間 (※委託の場合のみ) | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 4 契約金額 | <p>(1) 速記反訳料金 速記 1 時間あたり 36,288 円 1 時間未満の端数が生じたときは、端数時間 10 分までごとに 6,048 円</p> <p>(2) 待ち時間料金 1 時間まで 897 円、その後 30 分までごとに 448 円、ただし 17 時 15 分以降は、1 時間まで 1,122 円、その後 30 分までごとに 560 円</p> <p>速記又は反訳を別に依頼した場合</p> <p>(1) 速記料金 速記時間 1 時間あたり 7,257 円 1 時間未満の端数が生じたときは、端数時間 10 分までごとに 1,209 円</p> <p>(2) 反訳料金 速記 1 時間あたり 29,030 円 1 時間未満の端数が生じたときは、端数時間 10 分までごとに 4,838 円</p> |
| 5 随意契約の理由 | 速記者技能試験（1 級）に合格している者で構成されている団体であること。議会会議録に精通しており、これまでも誠実に履行してきた実績があること。県内に以上の条件を満たす者がいないこと。 |
| 6 随意契約の根拠法令 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 |
| 7 担当課の名称及び連絡先 | 議会事務局総務課 電話 019-629-6006. |